

堺市監査委員公表第32号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月15日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年11月1日～令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	美原区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(2)</p> <p>社会福祉費負担金(養護老人ホーム負担金)について</p> <p>堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 入所者負担金の算定</p> <p>養護老人ホームの入所者負担金は、対象収入(前年の収入から必要経費(社会保険料等)を差し引いたもの)の額により階層区分を決定している。</p> <p>この決定過程を確認したところ、令和3年7月の階層区分改定の際、預金通帳に記載されている年金振込額を確認し階層区分の認定を行っているものがあり、年金振込額は、必要経費(社会保険料)が差し引かれている金額であったにもかかわらず、更に必要経費を控除し対象収入を算定したため、月額負担額を27階層4万7,800円とすべきところ、26階層4万5,800円と誤って決定していた。</p>	<p>本ケースは、令和3年7月費用徴収月額の改定の際に収入申告書、年金証書及び年金が振り込まれている通帳を収入確認できる資料として認定しましたが、その際に特別徴収後の金額を年金収入として収入認定を行ったため、費用徴収月額の決定に誤りが生じました。</p> <p>本件の認定誤りの原因は、徴収額の決定の際の点検、確認が不十分であったことから、再発防止策として、以下のことを徹底または改めることとしました。</p> <p>①提出された根拠資料では収入申告書の内容を審査でき</p>	<p>美原保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>6 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳等の記載</p> <p>企画総務課及び自治推進課が所管する公有財産のうち4か所に係る公有財産台帳、普通財産貸付台帳及び公有財産貸付台帳において、以下のものがあった。</p> <p>(ア) 美原区役所庁舎本館及びさつき野コミュニティセンターの公有財産台帳（建物）において、耐用年数が記載されていなかった。</p>	<p>ない場合は、年金額、健康保険料及び介護保険料などを関係機関に照会を行ったうえで認定することを徹底する。</p> <p>②徴収金の決定の際のチェックリスト、被措置者の収入の種類及び収入認定に係る注意事項を記載した一覧表を活用して、決裁前に担当者が認定誤りまたは漏れがないかをセルフチェックするとともに、担当者以外の課員によるダブルチェックを行うよう改める。</p> <p>御指摘後、速やかに公有財産台帳に耐用年数を記載しました。</p> <p>再発防止策として、異動時には複数人で当該箇所以外の箇所も含めて点検します。</p>	<p>企画総務課</p>
--	---	--------------

<p>(イ) さつき野東集会所の普通財産貸付台帳及び北余部自治会集会所の公有財産貸付台帳において、物件名が正しく記載されていなかった。また、借受人の名義人変更届が提出されたにもかかわらず、借受人の記載変更がされていなかった。</p>	<p>台帳への誤記載については、御指摘後、正しい記載に修正しました。</p> <p>また、借受人の記載変更についても、御指摘後、記載を修正しました。</p> <p>再発防止策として、台帳の1ページ目及び変更届を綴る公文書ファイルに、記載例及び注意書きをファイリングしました。</p>	<p>自治推進課</p>
<p>6 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 仕様書に定める提出書類</p> <p>美原区役所別館エレベータ設備保守点検業務において、仕様書では「受注者は、事前に契約期間全般にわたる受注業務計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、変更が生じた場合は新たに同計画書を作成し、本市の承諾を得ること。」とされている。</p> <p>しかし、令和3年度の業務において、受注業務計画書に記載されている従事者に変更があったにもかかわらず、変更した業務計画書の提出を受けていなかった。</p>	<p>市側の担当者は、事前に受注者側の担当者が変更になる旨の説明を受けていましたが、新たに業務計画書の提出が必要となる旨を失念していました。受注者に業務計画書の提出を依頼し、令和4年2月3日に提出を受けています。</p> <p>再発防止策として、担当する職員全員に対し、業務の履行体制に変更があった場合、必要な手続きに遺漏がないか確認を徹底するよう指導するとともに、受注者に対して業務計画に変更がある場合には、市の承諾が必要であることについて確認し、適正な事</p>	<p>企画総務課</p>

<p>イ 公文書の管理</p> <p>美原区役所ほか清掃業務について、契約書では、受注者は業務報告書の提出を行うこととされている。</p> <p>しかし、受注者から提出を受けていた定期清掃の業務報告書（5月実施分）を紛失していたことが判明した。</p>	<p>務執行の確保に努めます。</p> <p>当該報告書は市に提出された後、複数の職員の確認を経て、所定のファイルに綴るべきものですが、速やかにファイルに綴らなかつたため紛失に至ったものです。引き続き当該報告書を探しましたが発見できなかったため、令和4年2月1日に法制文書課に公文書紛失届出書を提出しました。</p> <p>再発防止策として、所属職員全員に対し、公文書が果たしている役割の重要性を再度認識させるため指導し、必要書類が提出された際は、速やかに所定のファイルに綴り、公文書の適切な管理を改めて徹底します。</p>	<p>企画総務課</p>
<p>ウ 契約書における収入印紙</p> <p>美原保健センター清掃業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>契約締結時の契約書確認において、複数年契約であるにもかかわらず、誤って単年度の契約金額にて収入印紙額を判断し、貼付された収入印紙を正しいものと認識していました。なお、契約書に関しては、受託業者に連絡し不足分の収入印紙の貼付、代表者印の押印を指示し、令和3年12月3日に提出を受けています。</p> <p>再発防止策として、事務担当者に契約事務及び収入印紙</p>	<p>美原保健福祉総合センター 美原保健センター</p>

<p>6 (3)</p> <p>補助金について</p> <p>補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 提出書類の確認</p> <p>堺市防犯事業補助金交付要綱では、補助事業者は交付申請に当たり前年度の収支決算書（実績）を市に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、令和2年度の実績報告書提出時に収支決算書の訂正があったにもかかわらず、令和3年度の補助金申請時には、訂正する前の誤った収支決算書が添付されていたものを受けていた。</p>	<p>等にかかる事項についてマニュアル等を基に改めて指導するとともに、今後は令和2年1月6日調達課通知の契約締結伺（委託）チェックシート等により適正な事務執行を確保します。</p> <p>令和3年度の交付申請にあたり、先方からはすぐに訂正後の決算書の提出があったにもかかわらず、市側の担当者が差し替えを失念していたことが原因です。御指摘後、正しい決算書に差し替えを行いました。</p> <p>再発防止策として、当該補助金をはじめ、同じ団体に複数年度に跨り継続的に補助金を交付するものは、当該補助金の公文書ファイルの1ページ目に当指摘の概略と注意書きをファイリングしました。</p>	<p>自治推進課</p>
--	--	--------------